第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則

第１節　推進計画の目的

この計画は，南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき，南海トラフ地震防災対策推進地域について，南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項，南海トラフ地震に関し地震防災上の緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め，当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第１　南海トラフ地震防災対策推進地域

法第３条第１項の規定に基づき，南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された県内の区域は次のとおり。【平成 26 年３月 31 日　内閣府告示第 21 号】

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曽於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，姶良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

上記に示すとおり，本市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に含まれている。

第２　南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第 10 条第１項の規定に基づき,南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された県内の区域は次のとおり。【平成 26 年３月 31 日　内閣府告示第 22 号】

西之表市，志布志市，大崎町，東串良町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町

上記に示すとおり，本市は「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には含まれていない。

第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は，次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱
（１）市防災会議に係る業務に関すること。 （２）防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 （３）災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。 （４）災害の防御と拡大の防止に関すること。 （５）り災者の救助，医療及び感染症予防等の救助保護に関すること。 （６）被災した市管理施設の応急対策に関すること。 （７）災害時における文教，保健衛生対策に関すること。 （８）災害時における交通輸送の確保に関すること。 （９）被災者に対する融資等被災振興対策に関すること。 (10)　被災施設の復旧に関すること。 (11)　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12)　災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第２章　関係機関との連携協力の確保

第１節　資機材・人員等の配備手配

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】
【名　　瀬：財政課・企画調整課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】
【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】
【笠　　利：市民課・いきいき健康課・建設課・水道課笠利分室・地域総務課】

第１　物資等の調達手配

１　地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう，予め物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

２　市は，県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

第２　人員の配備

市は，人員の配備状況を県に報告するとともに，人員に不足が生じる場合は，県等に応援を要請する。

第３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

１　防災関係機関は，地震が発生した場合において，奄美市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，予め必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行う。

２　機関の具体的な措置内容は，機関ごとに別に定める。

第２節　他機関に対する応援要請

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】
【名　　瀬：財政課・企画調整課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】
【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】
【笠　　利：市民課・いきいき健康課・建設課・水道課笠利分室・地域総務課】

第１　市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し，締結している応援要請は，以下のとおりとする。

◆　広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合，被害が拡大し，市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，各関係機関相互が予め十分に協議を行って相互応援の体制を整えるとともに，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め，災害時には緊密な連携のもと相互に協力し，円滑な応急対策活動の実施を可能にするため，平常時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

◇１　災害情報・被害情報の分析

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第１（一般-3-1-24）」参照

◇２　応援要請・受援態勢

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第２（一般-3-1-24）参照

１　県及び市町村間等の相互応援要請
２　応援の受入体制の確立
３　活動の内容
４　九州地方整備局の応援要請
５　消防機関の応援

第２　市は，必要があるときは，第１に掲げる応援協定に従い，応援を要請するものとする。

第３　自衛隊への災害派遣の要請については，以下のとおりとする。

◆自衛隊の災害派遣

【名　　瀬：総務課】

大規模な災害が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関が単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

◇１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第５節 自衛隊の災害派遣 第１（一般-3-1-28）」参照

１　災害派遣の範囲

２　災害派遣要請の手続

３　知事への災害派遣要請の要求

◇２　自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第５節 自衛隊の災害派遣 第２（一般-3-1-30）」参照

１　派遣部隊の受入体制

２　使用器材の準備

３　経費の負担区分

４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

第４　市は，災害が発生し，他市町村，県又は関係機関等に応援の要請を行う場合は，応援活動の拠点となる施設の提供や応援に係る宿泊場所の斡旋等，応援の受入体制の確保に努める。
詳細は以下のとおりとする。

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第２　２（一般-3-1-25）」参照

１　応援の受入体制の確立

第３章　津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節　津波からの防護

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合】
【名　　瀬：土木課・農林水産課・教育委員会・総務課】
【住　　用：産業建設課・地域教育課】
【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域教育課】

第１　市又は河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，地震が発生し，津波のおそれがある場合は，直ちに水門及び陸閘の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第２　市又は河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，次のとおり各種整備等を行うものとする。

１　堤防，水門等の点検・計画的な整備

市又は河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，津波による被害を防止・軽減するため，大きな津波が来襲するおそれのある地域においては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸とした，堤防，防潮堤及び水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また，既存の施設については耐震点検を実施し，計画的な補強・整備に努めるものとする。

２　水門等の自動化・遠隔操作化の推進

市又は河川，海岸，港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は，地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため，水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

３　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

市又は河川，海岸，港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は，水門等の開閉体制，開閉手順，平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検又は開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において，水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また，内水排除施設等は，施設の管理上の必要な操作を行うための非常用発電装置の整備・点検等の措置を講じておくものとする。

４　津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート，ヘリポート臨時発着場の整備方針

市は，津波等により孤立が懸念される地域について，ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また，必要に応じ，その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

５　防災行政無線等の整備等の方針

市は，津波警報等の災害情報を伝達する防災行政無線の整備を行うとともに，災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように，日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

第２節　津波に関する情報の伝達等

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署
・大島地区消防組合消防本部・九州電力・あまみエフエム】

【名　　瀬：総務課】
【住　　用：地域総務課】
【笠　　利：地域総務課】

第１　津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は，以下のとおりとする。

◆津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで，津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため，市，県及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により迅速・確実に受信し，その内容を把握し，関係機関等に伝達する。

◇１　津波情報等の受信・伝達

１　津波情報等の伝達系統

（１）津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は，図 3.2.1.1（**地震災害対策編 第３部 第２章 第１節 第２（地震-3-2-9）参照**）の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお，津波や地震に関する情報についても，同伝達系統によるものとする。

（２）津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は，図 3.2.1.2（**地震災害対策編 第３部 第２章 第１節 第２（地震-3-2-10）参照**）の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と，県内 73 箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統によるものとする。

２　地震・津波に関する情報等の受信・伝達

（１）地震発生時の周知

地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合，直ちに防災行政無線等により，本震・余震の情報を伝達し，倒壊するおそれのある建築物等から退避し，又は堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また，可能な限りラジオ・テレビの放送を聴取するよう周知する。

（２）住民への広報

大規模な地震・津波発生後は，通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため，被災地住民をはじめ住民に迅速かつ的確に広報を行い，災害に対する情報ニーズの増加，情報不足による混乱の防止などの対応に努める。

（３）震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて，本市の震度情報が表示されるため，これらの震度情報の表示内容に留意する。

（４）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると，自動的にシステムが起動し，警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか，防災行政無線で自動放送されるため，これらの情報の内容に留意する。

◇２　津波等に対する自衛措置伝達

１　津波への警戒及び避難の指示

近海で地震が発生した場合は，津波警報等の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため，強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき，又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，以下のとおり対応する。

また，津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

（１） 住民等の対応

津波危険予想地域の住民及び海浜の旅行者・海水浴客・就労者は，自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ・テレビの放送を聴取する。

（２）市の対応

市は，防災行政無線等を用い，漁業協同組合，宿泊施設及び関係施設・団体等の協力を得て，海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

第３節　避難対策等

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】
【名　　瀬：企画調整課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課
・土木課・教育委員会・総務課】
【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】
【笠　　利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

第１　地震の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者及び滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置を執る必要が生じる。

このため，特に市長は，避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。

なお，この場合，避難行動要支援者の避難支援や外国人，出張者及び旅行者等に対する誘導などについて，支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ，適切に対応するものとする。

また，市が行う避難対策について災害救助法の対象となる場合は,県から指導調整を受けるものとする。

１　第７節の第２の２に定めるところにより,県の管理する施設を避難所として開設する際は,県と協力して行うものとする。

２　避難にあたり，他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち，市が管理するものについて，収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。

第２　地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう，津波避難に関する意識啓発を県と連携しながら取り組むものとする。

第４節　消防機関等の活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】

第１　市は，消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

１　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

２　津波からの避難誘導

３　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

４　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第２　県は，市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう，次のような措置を執るものとする。

１　地震が発生した場合，津波からの迅速かつ円滑な避難等について，報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報

２　地震が発生した場合，緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整，消火薬剤及び水防資機材等，県が保有する物資・資機材の点検，配備及び流通在庫の把握

第３　水防管理団体等は，水防資機材の点検，整備及び配備を行うとともに，地震が発生した場合は，次のような措置を講じるものとする。

１　所管区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

２　水門，陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第５節　水道，電気，ガス，通信及び放送関係

【関係機関：九州電力・ＮＴＴ西日本・大島地区消防組合
・鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部・南海ガス・あまみエフエム】

【名　　瀬：水道課・企画調整課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：水道課笠利分室・地域総務課】

第１　水道

水道事業者は，地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第２　電気

１　電力事業者は，津波からの円滑な避難を確保するため，津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから，電力供給のための体制確保等の必要な措置を講じるとともに，火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また，災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。

２　指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は，以下のとおりとする。

◆　電力施設の応急対策

地震災害時には，建物の倒壊，地震火災又は液状化等により電柱の倒壊及び電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるため，迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため，電力施設の防護・復旧を図り，早急に被災者等に電力を供給する。

◇１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「地震災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　１（地震-3-4-1）」参照

１　災害対策に対する基本体制

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　２～３（一般-3-4-1）参照

２　情報の収集，連絡

３　電力施設被害状況等の広報活動

以下，「地震災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　４（地震-3-4-1）」参照

４　対策要員の確保

以下,「一般災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　５～９（一般-3-4-2）参照

５　復旧資材の確保

６　危険予防措置

７　自衛隊の派遣要請

８　応急工事

９　施設の復旧順位

第３　ガス

１　ガス事業者は，津波からの円滑な避難を確保するため，火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等の必要な措置に関する広報を実施するものとする。

２　ガス事業者が行う措置は以下のとおりとする。

◆　ガス施設の応急対策

地震災害時には，都市ガスでは，地震動又は液状化等によりガス管等の被害が多数発生し，供給停止による住民生活への支障が予想される。また，ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため，早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに，ガス災害から住民を保護する。

◇１　液化石油ガス施設災害応急対策

以下,「一般災害対策編 第３部 第４章 第２節 ガス施設の応急対策 第１（一般-3-4-3）」参照

１　連絡体制

２　出動体制

３　出動条件

４　事故の処理

５　関係機関との連携

６　報告

７　周知の方法

８　安全管理

９　避難所開設に係る対応

10　仮設住宅開設に係る対応

◇２　都市ガス施設災害応急対策

以下,「一般災害対策編 第３部 第４章 第２節 ガス施設の応急対策 第２（一般-3-4-5）」参照

１　災害時における都市ガス施設の保安

２　緊急時の連絡通報体制

３　都市ガス事業者の応急対策

４　関係機関の応急対策

５　ガス供給再開における処理

第４　通信

１　電気通信事業者は，津波警報等の情報を確実に伝達するための必要な通信を確保するために，電源の確保及び地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。

２　指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は，次のとおりとする。

◆電気通信施設の応急対策

地震災害時には，建物の倒壊，地震火災又は液状化等により電話柱の倒壊及び電話線の破線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮し，かつ迅速に電気通信施設の防護・復旧を図り，早急に通信を確保する。

◇１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第５節 電気通信施設の応急対策 第１（一般-3-4-9）」参照

１　情報の収集及び連絡

２　準備警戒

３　災害対策本部等の設置

４　通信の非常疎通措置

５　設備の応急復旧

６　応急復旧等に関する広報

第５　放送

１　放送事業者は，報道が居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから，地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに，津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

２　放送事業者は，県，市及び防災関係機関と協力して，被害に対する情報，交通に対する情報，ライフラインに関する情報又は津波情報等，防災関係機関や居住者等並びに観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

３　指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は，日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。

４　指定地方公共機関株式会社南日本放送，鹿児島テレビ株式会社，株式会社鹿児島放送，株式会社鹿児島讀賣テレビ，株式会社エフエム鹿児島，あまみエフエムが行う措置は，各放送局が定める防災に関する計画による。

第６節　交通対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名　　瀬：土木課・商工政策課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課・空港管理事務所】

第１　道路

市，警察及び道路管理者は，津波襲来のおそれがある箇所での交通規制又は避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に配慮しつつ，予め計画し周知するものとする。

第２　海上及び航空

１　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。

２　港湾管理者は，船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し，維持管理の状況について報告を求め，必要に応じて立入検査等を行う。

３　空港管理者は，津波襲来のおそれがある場合，速やかに飛行場の閉鎖を行うなど，必要な安全確保対策を講じるものとする。

第３　乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者や空港等のターミナル施設管理者は，乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努めるものとする。

第７節　市自らが管理等を行う施設等に関する対策

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：財政課・企画調整課・福祉政策課・健康増進課・農林水産課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・農林水産課・地域教育課・地域総務課】

第１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎，会館，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，図書館，病院及び学校等の管理上の措置は，概ね次のとおりとする。

１　各施設に共通する事項

（１）津波警報等の入場者等への伝達

（２）入場者等の安全確保のための退避等の措置

（３）施設の防災点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置

（４）出火防止措置

（５）水・食料等の備蓄

（６）消防用設備の点検・整備

（７）非常用発電装置の整備及び防災行政無線，テレビ，ラジオ又はコンピュータなど情報を入手するための機器の整備

２　個別事項

（１）病院等にあっては，重症患者や新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

（２）学校及び研修所等にあっては，

ア　当該学校等が，市の定める津波避難対象地域にあるときは，避難の安全に関する措置

イ　当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合，これらの者に対する保護の措置

（３）社会福祉施設にあっては，重度障害者や高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお，具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第２　災害応急対策の実施上，重要な建物に対する措置

１　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は，第１の１に掲げる措置を執るほか，次に掲げる措置を執るものとする。

また，災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置を執るよう協力を要請するものとする。

（１）自家発電装置又は可搬式発電機等による非常用電源の確保

（２）無線通信機等通信手段の確保

（３）災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

２　避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入又は配備にあたり，本市のみでは活動が困難な場合は，県へ協力要請するものとする。

３　市が行う屋内避難に使用する建物の選定について，県有施設を活用する場合は，県へ協力要請するものとする。

第３　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については，原則として工事を中断するものとする。

第８節　迅速な救助

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

第１　消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市の消防庁舎等の耐震化等，救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組について，必要に応じて，県より適切な助言等を得るものとする。

第２　救急・救助体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備 第２　２（一般-2-2-31）」参照

第３　実動部隊の救助活動における連携の推進

市は県の協力のもと，自衛隊・警察・消防等の実働部隊による迅速な救助のため，被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第４　消防組織の充実強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備 第１　１（２）（一般-2-2-9）」参照

第５　消防団の育成強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備 第１　１（３）（一般-2-2-9）」参照

第４章　地震防災上，緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係機関：各関係機関】

【名　　瀬：企画調整課・財政課・農林水産課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住　　用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・地域教育課・地域総務課】

地震防災上，緊急に整備すべき施設等の整備については，地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業５箇年計画を基本として県下全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお，具体的な事業執行等にあたっては，施設全体が未完成であっても，一部の完成により相応の効果が発揮されるよう，整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第１　建築物，構造物等の耐震化・不燃化

◆建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）

地震時は，建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため，建築物の耐震性・安全性を確保し，建築物の倒壊・焼失等の被害の防止対策を推進する。特に，既存建築物の耐震性の向上を図るため，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）に基づく「奄美市耐震改修促進計画」によって，耐震診断・耐震改修の促進に努める。

◇１　公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第３節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等） 第１（地震-2-1-5）」参照

１　公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

２　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

◇２一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第３節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等） 第２（地震-2-1-6）」参照

１　防災指導等による不燃化，安全化及び耐震性の確保の促進

２　住民等への意識啓発

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第４節 建築物災害の防災対策の推進 第２　３（一般-2-1-16）」参照

３　特殊建築物等の安全性の確保

第２　避難路の整備

道路は，市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに，地震・津波災害時において人員の避難路の役割を発揮する。

このため，道路管理者は，地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し，市街地内道路については，多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第３　土砂災害防止施設

１　砂防施設

土石流危険渓流は，地震の発生及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く，特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある砂防施設の整備が急務である。

このため，人家５戸以上の家屋又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を促進するものとする。

２　地すべり防止施設

地すべりは，地震を誘因として発生する危険性もあり，震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区への整備を促進するものとする。

３　急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは，地震を誘因として発生する危険性もあり，震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区への整備が急務である。

このため，人家５戸以上の家屋又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を促進するものとする。

第４　保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため，地震の発生により 10 戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を促進するものとする。

第５　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

１　消防用施設等の整備

国庫補助金等を活用して，避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備を促進するものとする。

２　緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し，災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

第６　緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁港の整備

１　緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に，救助，救急，医療及び消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため，道路によるネットワークを形成し，これらの道路の拡幅，バイパス等の整備，道路の防災対策工事，橋梁の耐震対策工事及びトンネルの補強による防災対策を促進するものとする。

緊急輸送道路は，災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり，緊急に整備を進める必要があることから，県が平成 25 年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を促進するものとする。

２　緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は，水産物の供給基地としてのみならず，震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行ううえで，極めて重要な役割を果たすことから，施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め，海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

第７　通信施設の整備

◆通信･広報体制の整備

大規模な地震が発生した場合，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市及び各防災関係機関は，災害に強い複数の通信回線の確保，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備並びに通信機器等の保管設置場所の嵩上げ及び複数化など，通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

◇１　通信施設の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第１（一般-2-2-4）」参照

１　防災行政無線通信施設の整備

２　通信施設の運用体制の充実・強化

３　通信回線の整備

◇２　災害時優先電話（有線通信設備）の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第２（一般-2-2-5）」参照

◇　各種防災情報システムの整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第３（一般-2-2-5）」参照

１　防災情報の一元化

２　防災情報システムの整備

３　独立電源施設の確保

◇４　広報体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第４（一般-2-2-6）」参照

１　多様な情報メディアの活用

２　広報・広聴体制の確立

３　情報の収集整備計画

◇５　孤立化するおそれのある集落との通信の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第５（一般-2-2-7）」参照

第５章　防災訓練計画

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

第１　市，県及び防災関係機関は，地震防災対策推進計画の熟知並びに関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として，南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

第２　第１の防災訓練は，少なくとも年１回以上実施するよう努めるものとする。

第３　第１の防災訓練は，地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし，津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第４　市，防災関係機関及び地域住民等は，県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また，市及び防災関係機関は，県と連携して津波警報伝達訓練など，地域の実情に合わせて，より高度かつ実践的に行うものとする。

１　動員訓練及び本部運営訓練
２　津波警報等の情報収集及び伝達訓練
３　警備及び交通規制訓練

第５　市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し，県から必要な助言と指導を得るものとする。

１　津波からの避難について訓練を繰り返し実施することにより，避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
２　津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより，それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第６章　地震防災上，必要な教育及び広報に関する計画

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市は，県，防災関係機関，地域の自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等と協力して，地震防災上の必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１　市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に,地震発生時の災害応急対策の円滑な実施を図るため,必要な防災教育を行うものとし，その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

１　南海トラフ地震等に伴って発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　南海トラフ地震等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
４　南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
５　南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
６　南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第２　地域住民等に対する教育

市は，県と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに，市等が行う地域住民等に対する教育に関して，県から必要な助言を得るものとする。

防災教育は次のとおりとし，地域の実態に応じて地域単位又は職場単位等で行うものとする。

なお，その教育方法として，印刷物，ビデオ等の映像又は各種集会の実施など，地域の実情に合わせた具体的な手法により，実践的な教育を行うものとする。

１　南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策，近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動，初期消火及び自動車運転の自粛等，防災上の取るべき行動に関する知識
４　正確な情報入手の方法
５　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
６　各地域における避難対象地域及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
７　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
８　避難生活に関する知識
９　地域住民等が自ら実施し得る最低でも３日間，可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄，家具の固定，出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
10　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第３　相談窓口の設置

市及び県は，地震対策実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに，その旨の周知を図るものとする。